

2026年度 早稲田大学法科大学院
法学既修者試験 論述試験
刑事訴訟法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、自白とその派生証拠の証拠能力の問題についての理解を問うものである。

「本件供述調書」は、甲の自白を内容とするものである。自白の証拠能力については、その判断枠組み（刑事訴訟法 319 条 1 項の趣旨等）を明らかにしたうえで、当該事例にそれを当てはめることになる。

本件では、取調べの際、「警察官 K」が「犯行について自白し、拳銃を隠した場所を言えば、確実に不起訴にしてやる」との発言をしており、甲の自白は、いわゆる「約束による自白」とであると解される。判例には、「被疑者が、起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨のことばを信じ、起訴猶予になることを期待してした自白」について、「任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠くものと解するのが相当である」としたものがある（最判昭和 41 年 7 月 1 日 刑集 20 巻 6 号 537 頁）。

「本件拳銃」は、甲の自白の派生証拠である。自白の派生証拠の証拠能力については、当該自白がなぜ排除されると考えるのか（排除の根拠）によって、論じ方が変わってくることになる。例えば、刑事訴訟法 319 条 1 項に関するいわゆる虚偽排除説（同項の趣旨は、「虚偽のおそれ」のある自白を排除することにあるという考え方）からは、一般に、派生証拠が証拠物の場合、「虚偽のおそれ」は問題とならないため、その証拠能力は否定されないと解されている。また、違法収集証拠排除法則によって当該自白が排除されると解するのであれば、派生証拠はいわゆる「毒樹の果実」だということになる。

本問で問われているのは、学部の刑事訴訟法の授業では必ずとり上げられ、教科書でも必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。講義を聴き、教科書を丁寧に読んでいれば、解答を導くことができる問題である。

以上